

1 行為の種類	2 図書の種類	3 図書の規格	4 図書に記載する内容
建築物、又は工作物の新築(設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	周辺見取図	縮尺 2,500 分の 1 以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置
	配置図	縮尺 100 分の 1 以上	1 方位 2 敷地の形状及び寸法 3 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置関係 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 樹木等を植栽するときにあっては、当該樹木等の位置、種類、高さ及び本数 6 外構施設の位置、材料及び面積 7 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	立面図	縮尺 50 分の 1 以上	1 各面の方位及び寸法 2 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 3 壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩(色見本等により具体的に示したもの。)
	現況写真等	第 4 欄の 1 は、カラー写真。同欄の 2 は、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等	1 行為の場所及びその周辺の状況 2 行為後の状況
開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は水面の埋め立て又は干拓	周辺見取図	縮尺 2,500 分の 1 以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置
	現況図	縮尺 2,500 分の 1 以上	1 方位 2 行為の区域 3 周辺の土地利用の現況及び地形 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 断面図に係る断面の位置及び方向 6 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	土地利用計画図	縮尺 2,500 分の 1 以上	1 方位 2 行為後に設置する施設等の位置、種

			<p>類及び規模</p> <p>3 行為後における植栽等の位置、種類及び規模</p> <p>4 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模</p>
	断面図	縮尺 100 分の 1 以上	行為の前後における行為の場所の縦断面及び横断面
	現況写真等	第 4 欄の 1 は、カラー写真。同欄の 2 は、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等	<p>1 行為の場所及びその周辺の状況</p> <p>2 行為後の状況</p>
木竹の伐採	周辺見取図	縮尺 50,000 分の 1 以上	<p>1 方位</p> <p>2 道路</p> <p>3 目標となる地物</p> <p>4 行為の位置</p>
	伐採計画図	縮尺 5,000 分の 1 以上	<p>1 方位</p> <p>2 行為の区域</p> <p>3 周辺の土地利用の現況及び地形</p> <p>4 伐採する木竹の種類、高さ、本数及び面積</p> <p>5 隣接する道路の位置及び幅員</p> <p>6 現況写真の撮影位置及び撮影方向</p>
	土地利用計画図	縮尺 1,000 分の 1 以上	<p>1 方位</p> <p>2 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模</p> <p>3 行為後における植栽等の位置、種類及び規模</p>
	現況写真等	第 4 欄の 1 は、カラー写真。同欄の 2 は、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等	<p>1 行為の場所及びその周辺の状況</p> <p>2 行為後の状況</p>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	周辺見取図	縮尺 2,500 分の 1 以上	<p>1 方位</p> <p>2 道路</p> <p>3 目標となる地物</p> <p>4 行為の位置</p> <p>5 周辺の土地利用の現況及び地形</p>
	配置図	縮尺 200 分の 1 以上	1 方位

			2 敷地の形状及び寸法 3 堆積の位置、高さ及び面積 4 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 5 隣接する道路の位置及び幅員 6 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	現況写真等	第4欄の1は、カラー写真。同欄の2は、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等	1 行為の場所及びその周辺の状況 2 行為後の状況
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明	周辺見取図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置 5 周辺の土地利用の現況及び地形
	配置図	縮尺200分の1以上	1 方位 2 敷地の形状及び寸法 3 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	立面図	縮尺50分の1以上	1 照射面の方位及び寸法 2 照射位置及び角度 3 照明の種類
	現況写真等	第4欄の1は、カラー写真。同欄の2は、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等	1 行為の場所及びその周辺の状況 2 行為後の状況

## 備考

行為の規模が大きいため図書の規格の欄に定める縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、町長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。